

ウォークスルー調査における質問回答

業務名	呉市市民センター及び学校教育施設等照明設備LED化ESCO事業
-----	---------------------------------

質問	「募集要項の天井スラブより吊り下げ支持を取る事」について、既設支持方法が木ビス、テックビス等で固定されている様な器具も散見されました。事実確認は施工時(照明器具交換時)しか判明できず、どの程度潜在数があるか不明のため費用算出が困難です。施工時は既設同等の取付け工法を取らせていただき、必要な場合は別途協議させていただけないでしょうか。
回答	提案書の提出時には、募集要領P21 項番17-(3)-ウに記載のとおり、器具の標準仕様(取付説明書記載例等)に基づく取付け工法で費用を算出してください。なお、優先交渉権者決定後の現地調査により、標準仕様での取付けが困難なケースが判明した場合は、呉市と別途協議の上、決定することになります。

質問	市民センター等、照明器具が調光可能な部屋も確認されました。先ずは本件の目的である照明器具をLED化とさせていただきますが、現既設調光システムが不明である事から費用算出が困難のため、必要な場合については別途協議とさせていただけないでしょうか。
回答	提案書の提出時には、募集要領P19 項番15-(1)から(3)までの仕様等に適合する改修内容で、LED照明等の機器費用を算出してください。ただし、募集要領P2 項番2-(3)に記載のとおり、特殊な舞台照明設備など、舞台装置に連動する照明を除きます。なお、優先交渉権者決定後の現地調査により、調光システム等を使用している照明器具が判明し、既存照明器具と同等のものに改修することが困難な場合は、呉市と別途協議の上、設置するESCO設備を決定することになります。

質問	既設が不点灯回路であった場合、本件工事から省略することで宜しいでしょうか。
回答	呉市が整備した照明設備台帳に基づき、全ての照明を使用することとして提案してください。なお、優先交渉権者決定後の現地調査により、不点灯回路が判明した場合は、呉市と別途協議の上、ESCO設備の設置の有無について決定することになります。

質問	現時点で作業できる時間に制限がある箇所があればご教示ください。
回答	施設毎の作業時間帯の目安については、募集要領P21 項番17-(2)-表のとおりです。なお、現時点において、各施設の作業可能な時間帯を詳細にお示しすることは困難であることから、各施設の作業できる時間帯については、優先交渉権者決定後、各施設管理者を交えた協議により、決定することになります。

質問	照明器具直下にある物で，作業時に容易に移動させることができない物(ピアノ等)についての移動は呉市様にて専門業者を手配いただけませんか。
回答	E S C O設備の設置の際，作業時に支障となる物の養生や移動等に関する費用は事業者負担とします。

質問	既設及びLED取替後の点灯試験の立会について，各施設または貴市担当者，どちらへ依頼すれば宜しいでしょうか。
回答	優先交渉権者決定後，呉市と別途協議の上，決定することになります。

以上